

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十七日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

奈良県人事委員会規則第四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十一年六月に支給する勤勉手当に関する第十四条の規定の適用については、同条第一号中「百分の百五十」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の百七十」と、同条第二号中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の八十」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。